

一般財団法人長崎県教職員互助組合

令和6年度 広報媒体（ホームページ除く）への広告掲載仕様書

第1条（趣旨）

この仕様書は、一般財団法人長崎県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）が発行する広報媒体（ホームページを除く。以下「広報媒体」という。）に掲載する広告を作成するために必要な事項を定めるものとする。

第2条（業務内容）

広報媒体に広告を掲載する者（以下「広告主」という）は、この仕様書に定めるもののほか、関係法令等を遵守のうえ、広告を作成し、電子データにより互助組合の指定する場所に納めるものとする。

第3条（広報媒体の概要および広告掲載場所等）

互助組合が発行する広報媒体の概要は、次のとおりである。

（1）広報誌「ながさき互助だより（退職互助部編）」

- ①規格 A4サイズ
フルカラー、12～16ページ
- ②発行月 5月、9月、3月
- ③配布先 互助組合の退職組合員及び退職加入配偶者
- ④発行部数 約11,200部
- ⑤広告掲載場所 裏表紙、裏表紙の裏面
- ⑥募集枠数 各発行月につき 2枠
- ⑦広告枠の大きさ 横210mm×縦297mm以内（1ページ）
- ⑧掲載料 1枠 33,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（2）「互助組合のしおり」（事業内容を掲載した冊子）

- ①規格 A5サイズ
表紙・裏表紙フルカラー、本文モノクロ、約20ページ
- ②発行月 4月
- ③配布先 互助組合の現職組合員
- ④発行部数 13,800部
- ⑤広告掲載場所 裏表紙、表紙裏面、裏表紙の裏面
- ⑥募集枠数 3枠
- ⑦広告枠の大きさ 横148mm×縦210mm以内（1ページ）
- ⑧掲載料 1枠 33,000円（消費税及び地方消費税を含む）

第4条（広告の掲載基準）

広告の内容等が、要項第4条に該当するものは掲載しないものとする。なお、同条第2項第7号「その他、広報媒体に掲載する広告として適当でない認められるもの」については、以下に掲げるもののほか、広告の内容等に応じて個別に判断するものとする。

また、当該内容等の全部又は一部について修正又は削除等を行うことにより広告を掲載することができる認められる場合は、互助組合は、事業者又は広告主にその修正又は削除等を求めることができる。

- （1）異性交際にかかるインターネットその他電気通信を利用しつつ、異性交際希望者が相互に連絡をすることができるようにする役務を提供するもの
- （2）いわゆる「マルチ商法」（「特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）」に規定する連鎖販売取引）及び「モニター商法」（同法に規定する業務提供誘引販売取引）その他これらに類似するもの
- （3）投機の商品（投資信託、商品先物取引、外国為替証拠金取引（FX）等）に関するもの
- （4）特定人の私的な秘密事項を調査するもの

第5条（広告の内容及び体裁）

広告の作成に当たっては、関係法令等を遵守するほか、組合員への配慮の観点から、次の事項を満たすこととする。

- （1）記事と区別するため、広告枠の左上又は右上の隅に「広告」と表示し、外側を実線で囲むこと。
- （2）広告には、必ず広告主の名称及び問い合わせ先を表記すること。
- （3）文字の大きさは、原則8ポイント以上100ポイント以下を目安とする。
- （4）読者にとって見やすい配色、レイアウト、デザイン等とすること。
- （5）広告の対象となる商品及びサービス等の内容について、読者が誤解するおそれのある表現を用いないこと。
- （6）申し込みを先着順とする場合のほか、期限又は数量制限を設ける場合は、申込期間を十分に確保するなど、消費者の商品選択の機会の付与に努めること。

第6条（広告掲載の申込み等）

広告を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて互助組合へ提出する。

第7条（広告の作成）

広告主は、広告の内容等について、次のとおり互助組合と協議のうえ、広告を作成する。広告主から協議のあった内容について、互助組合が不相当であると判断した場合は、内容の補正等を求めることができる。

なお、協議が成立しない場合は、互助組合の解釈によるものとする。

- （1）広告主は、互助組合の指定する日までに広告の内容を報告し、互助組合と

協議する。

(2) 互助組合は、広告掲載開始日の前々月の末日までに広告の内容を承認する。

(3) 広告主は、承認日から起算して10日以内に、互助組合との協議が済んだ完全版下原稿を互助組合が指定するソフトウェアにより作成し、電子データで互助組合が指定する場所に納品する。

2 前項の規定により作成する広告に関する経費は、広告主が負担するものとする。

第8条（原稿の確認）

広告主は、色校正により原稿の内容を確認するものとし、校正終了後に原稿の内容の変更を求めることはできないものとする。

第9条（掲載の確認）

互助組合は、広告掲載月の末日までに広告を掲載した広報媒体を広告主に提出し、広告掲載の確認を得るものとする。

第10条（広告掲載料の支払い）

広告主は、互助組合が指定する期日までに広告掲載料を支払わなければならない。

2 広告掲載料は、広告掲載後に請求する。

第11条（その他）

この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、双方協議のうえ別に定める。